

平成 29 年 12 月 28 日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則及び
風しんに関する特定感染症予防指針の改正に係る啓発について（協力依頼）

先般、下記に示す概要のとおり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号。以下「施行規則」という。）と、風しんに関する特定感染症予防指針（平成 26 年厚生労働省告示第 22 号）の一部を改正したところです。

平成 30 年 1 月 1 日からの適用に伴い、厚生労働省では、別添のとおり啓発資料を作成しました。つきましては、貴管内の保健所や医療機関等に広く周知いただくとともに、風しんの届出があった場合、適切な対応をよろしくお願いします。

記

1 施行規則改正の概要

- （1）医師が、都道府県知事に対して、患者の氏名、住所等を直ちに届け出なければならない五類感染症として、風しんを定める。（施行規則第 4 条第 3 項関係）

2 特定感染症予防指針改正の概要

- （1）「第二 原因の究明」の「三 風しん及び先天性風しん症候群の届出」の項における医師の届出について、「診断後 7 日以内に」を「診断後直ちに」に改正する。
- （2）「第二 原因の究明」の「五 風しん及び先天性風しん症候群の発生時の迅速な対応」の項における感染経路の把握等の調査について、「地域で風しんの流行がない状態において、風しん患者が同一施設で集団発生した場合等に」を「風しんの患者が一例でも発生した場合に」に改正する。
- （3）「第二 原因の究明」の「六 ウイルス遺伝子検査等の実施」の項におけるウイルス遺伝子検査等の実施について、「可能な限り」を「原則として全例に」に改正する。
- （4）その他所要の改正を行う。

別添：リーフレット「平成 30 年 1 月 1 日から風しんの届出が変わりました。」